(制定年月日 平成23年6月27日)

(設置)

第1条 十勝における定住自立圏形成協定(以下「協定」という。)により形成された圏域全体を対象として、圏域の将来像や協定に基づき推進する具体的な取組などを記載する定住自立圏共生ビジョン(以下「ビジョン」という。)の策定に関して、関係者の意見を幅広く反映させるため、十勝定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) ビジョンの策定または変更に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 懇談会は、概ね30人程度の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 協定の取組に関連する分野の関係者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(座長等)

- 第5条 懇談会に、座長及び副座長を各1名置く。
- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、帯広市政策推進部企画室企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月7日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この要綱の施行後、最初に依頼される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成25年5月31日までとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。